目

次

ページ



毎週火・金曜日発行

則

○秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改 正する規則(七〇・子育て支援課)

公

○許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令 (四・総務課) …………………1

規

県

則

る規則をここに公布する。 秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正す

田

秋田県知事 寺 田 典

うに定める。

秋

平成二十年十二月一日

城

秋田県規則第七十号 秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改

田県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。 秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則(昭和四十年秋

正する規則

第四条第一号中「又は寄附行為」を削り、同条第三号を次のよ 第二条中「の各号」及び第三号を削り、 第四号を第三号とす

うに改める。 三 貸付申請の日の属する年度の前年度の貸借対照表及び収支 計算書又は損益計算書

める。

(平成十一年法律第二百二十五号) の項を削る。

別表破産法(平成十六年法律第七十五号)の項を次のように改

第七号を第五号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り上げ 第四条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、

様式第二十五号中「梨田県笛事」を「福祉事務所版」に改め 第二十一条中「知事」を「福祉事務所長」に改める。

(経過措置)

この規則の施行前に知事がした違約金の支払の免除は、

0

公権法人の公

各課

140

許認可等行

合い。 閏 (30日)を に要する期 会への諮問

2 事務所長がした違約金の支払の免除とみなす。 福祉

3 払の免除の申請については、なお従前の例による。 この規則の施行の際現に知事に対してされている違約金の支 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法

律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二 条第二項に規定する特例民法法人である母子福祉団体に係るこ 付規則第四条の規定の適用については、なお従前の例による。 の規則による改正前の秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸 人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法

訓

秋田県訓令第四号

令

庁 中 般

各 地方機 関

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のよ

平成二十年十二月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

号)の一部を次のように改正する。 別表民法(明治二十九年法律第八十九号)の項及び民事再生法 許認可等事務処理日数設定規程 許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令 (昭和四十年秋田県訓令第三

定等に関 (平成18 する法律 法人の認 公益財団 法人及び 公益社団 及び一般財団法 人の公益認定 (第4条) 一般社団法人 谷謀 150 許認可等行 認定等委員 要する期間 意見聴取に 政機関等の 秋田県公益 (80日) 及び

(施行期日) 附 則

第四条の改正規定及び第四項の規定は、公布の日から施行す この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、

				第4号)
				(本)
		20	各課	4 公益法人の公
含さ。				
間 (30日)を				
に要する期				
会への諮問				
認定等委員				
秋田県公益				
(80日) 及び				
要する期間				25条第1項)
意見聴取に				承継の認可(第
政機関等の				併による地位の
許認可等行		140	各課	3 公益法人の合
から。				
間 (30日)を				
に要する期				
会への諮問				
認定等委員				
秋田県公益				項)
(80日) 及び				定 (第11条第1
要する期間				域等の変更の認
意見聴取に				う都道府県の区
政機関等の				益目的事業を行
_	_			

別表に次のように加える。

20

					# 第50 号)	に関する 法律(平 成18年法	行に伴う関係法律の整備等	財団法人の認定等に関する	及び公益 社団法人
7 解散した特例 民法法人の財産	6 特例民法法人 の定款の変更の 認可(第95条)	5 特例財団法人 の最初の評議員 の選任に関する 認可(第92条)	4 特例民法法人 の合併の認可 (第69条第1 項)	3 特例財団法人 の吸収合併契約 の承認の手続の 承認(第67条第 2項)		財団法人への移 行の認可(第45 条)	2 特例民法法人 の通常の一般社 団法人又は一般		
各課	各課	各課	各課	在票			各課		
20	20	20	20	20			90		
					貝会への諮問に要する 期間(30日) を含む。	間(20日)及 び秋田県公 益認定等委	旧主務官庁 の意見聴取 に要する期	に要する期 間(30日)を 含む。	秋田県公益 認定等委員
こ の 訓 附 令 は 則									
	、公布の日から施行する。	(9120米93 項の規定により 項の規定により みなして適用 する場合を含む。))		3項の規定によりみなして適用 りみなして適用 する場合を含 む。))	9 移行法人の公 益目的支出計画 の変更の認可 (第125条第1 項(第126条第	する場合を含 む。))	の権認(第124 条(第126条第 3項の規定によ りみなして適用	8 移行法人の公	の処分の許可(第95条)
	する。		(in R	交	卒			各	

20

60

秋田県公益 認定等委員 会への諮問 に要する期 問(30日)を

秋 秋田市山王四丁目一番一号 田

発 行 者

印 印 刷 刷 所

者 秋田市山王七丁目五番二十九号 をmailmatsubara@matsubaramsatsuco.jp E-mailmatsubara@matsubarainsatsuco.jp 秋田市山王七丁目五番二十九号 秋田市山王七丁目五番二十九号